

神 崎 町 第 4 次 行 政 改 革 大 綱

平 成 1 8 年 3 月 改 訂

神 崎 町

目

次

行政改革の基本的な考え方	1
行政改革の進め方	2
行政改革の重点項目	3
1 行政運営の効率化	3
2 組織の見直しと民間委託等の推進	4
3 人事管理の適正化	4
4 健全な財政運営の確保	5
5 町民サービスの向上	6
6 地方公営企業の健全化	6

行政改革の基本的な考え方

少子・高齢化の一層の進行や情報通信技術の飛躍的な発展など、社会経済情勢が大きく変化するとともに、地方分権への動きが急速に進み、国から地方への税源移譲に併せ、地方交付税の削減、国庫支出金の削減を内容とする「三位一体の改革」が進むなど、地方公共団体を取り巻く社会環境は急激に変化しており、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取り組みが必要とされています。

本町における行政改革は、昭和62年12月に策定した「神崎町行政改革大綱」を契機に、平成8年4月策定の「新行政改革大綱」、平成12年10月策定の「新行政改革大綱（改訂版）」に基づき、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、組織・機構の簡素合理化、給与の適正化、民間委託・OA化等事務改善の推進並びに公共施設の新設、改築等により行財政の基盤整備に取り組んできたところであります。

町財政は、長引く景気の低迷により歳入面では、町税収入に大きな伸びは期待できず、地方交付税も平成12年度をピークに減少傾向にあり、一方、歳出面では人件費、公債費等の義務的経費が増加するなど、現行の行政水準を維持していくには将来財源不足も予想されるため、既存の行財政システムを見直し、新たな行財政運営を確立して経済の低成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図る必要があります。

また、市町村合併に関する町民アンケートの結果を真摯に受け止め、隣接市町との合併を模索してまいりましたが不調に終わり、当面は単独で行政運営を行っていくことになりました。

このような状況を踏まえて、神崎町第3次総合計画の基本施策に基き、町民と行政が力を併せて住んで良かったと思えるまちづくりを目指すとともに、前大綱を新たな視点から自主的な見直しを行い、財政危機を克服し、町民にとって真に必要なサービスを効果的かつ効率的に提供していくことを基本に、「第4次行政改革大綱」を策定いたします。

更に、本大綱に基づき策定・公表する「行財政改革プラン」においては、数値目標等の設定により具体的で目に見える取り組みを行います。

行政改革の進め方

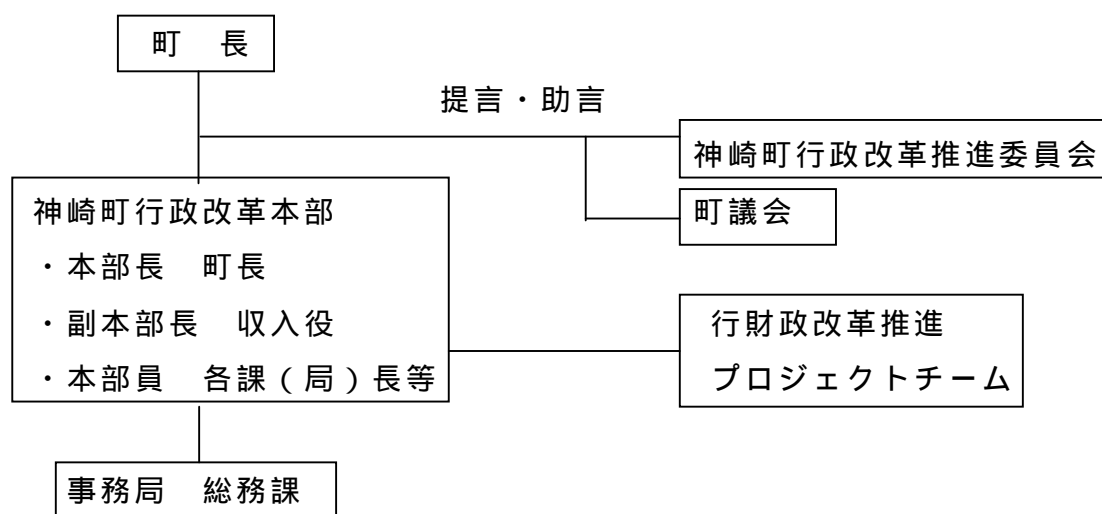
1 推進期間

本大綱は、平成17年度から平成21年度までの5カ年を推進期間とします。

2 推進体制

(1) 行政改革の推進にあたっては、神崎町行政改革推進本部を中心に全庁的に一丸となって取り組むものとし、町民の代表者からなる神崎町行政改革推進委員会や町議会に進捗状況を報告し、提言・助言を得て行政改革の推進を図っていきます。

< 推進体制図 >



(2) 見直しにおいては、計画 (Plan) 実行 (Do) 検証 (Check) 見直し (Action) のサイクル (以下「PDCA サイクル」という。) に基づき、随時、実施していきます。

3 推進状況の公表

行政改革の取り組み状況については、随時、町広報、ホームページなどを通じて広く町民に公表していきます。

行政改革の重点項目

本大綱では、次の6項目を重点事項として、行政改革に取り組みます。

- 1 行政運営の効率化
- 2 組織の見直しと民間委託等の推進
- 3 人事管理の適正化
- 4 健全な財政運営の確保
- 5 町民サービスの向上
- 6 地方公営企業の健全化

1 行政運営の効率化

限られた財源の中で、社会・経済環境の変化に伴う高度化・多様化する町民ニーズや新たな行政課題に適切かつ迅速に対応していくには、行政の果たすべき役割を常に考え、全ての事務事業について、緊急性、重要性、効率性を検討し、絶えず見直しを行い、限られた経費で最大の効果を上げるべく効率的な行政運営を推進します。

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

高度化・多様化する町民のニーズや新たな行政課題、社会経済情勢の変化に的確に対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に運用するため、従来の取扱いにとらわれることなく、受益と負担の公平確保、行政効率・効果等を十分検討して、PDCAサイクルに基づき、事務事業の見直しを行うとともに、廃止・統合も視野に入れて施策の選択と重点化を図ります。

(2) 補助金等の整理合理化

補助金・交付金については、行政効果等を精査し、さらに各種団体に対する運営補助的なものについては、交付先の運営状況を考慮しながら期間を設定するなどして運営の自立を促し、縮減・廃止を視野に入れた見直しを行います。また、増加する一部事務組合負担金については、構成市町とも連携しながら負担の軽減を図ります。

(3) 各種付属機関等の見直し

法律等に定めがあるものを除き、目的が類似している各種委員会・審議

会等の統廃合を進め、委員数を減らして経費節減を図るとともに、公募等により適正な人員を確保します。

(4) 公共工事のコスト縮減

限られた財源を有効活用するため、公共工事の実施にあたっては、公募型指名競争入札や一般競争入札など公正性・透明性の高い方法の導入を検討します。

2 組織の見直しと民間委託等の推進

新たな行政課題や町民の多様なニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、常に組織・機構の点検を行い、課の統廃合、職階制の見直しを検討するとともに、指定管理者制度の活用や民間委託等、民間活力の利用を推進します。

(1) 行政組織の見直し

新たな行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応するため、常に組織・機構の点検を行うとともに、分掌事務の見直し等により簡素で合理的な組織の構築を図ります。

(2) 民間委託等の推進

町が行っている事務事業で民間活力を利用することにより行政運営の効率化、町民サービスの向上、経費の低減が図れるものについては、民間委託等を推進します。また、草刈りなど環境整備等については、可能な限り職員で対応していきます。

(3) 公共施設の管理運営及び指定管理者制度の活用

全ての公の施設について指定管理者制度の導入を検討し、有効な施設については同制度を導入します。なお、現在、公共的団体等へ管理委託している地区集会場については、平成18年9月までに指定管理者制度に移行します。

3 人事管理の適正化

義務的経費である職員給与等の人件費が財政硬直化の一因となることから、効率的な行財政運営を図るため、職員定数の適正化や給与・各種手当などの適正化を図るとともに、職員の意識改革や能力開発及び資質の向上

に向けて研修の実施に努めます。

(1) 定員管理の適正化

町民サービスや組織運営のために新たな定員適正化計画を作成し、退職者の補充を最小限にして極力定員の削減を行うとともに、必要に応じ臨時職員を活用して定員管理の適正化を図ります。

(2) 給与の適正化

厳しい財政状況の中、町民に納得と支持が得られるよう各種手当の見直し等を実施するとともに、勤務成績や職責に応じた給与体系への転換を図っていきます。

(3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況については、これまでも町広報を通じて町民に公表してきましたが、今後も、他団体との比較や全国的な指標を示しながら、町民が理解しやすい工夫をして、町広報やホームページで公表します。

(4) 職員の能力開発や人材育成の推進

限られた人員で、高度化・多様化する行政サービスに的確な対応をするためには、職員個々の意識改革と資質の向上が必要とされるため、人材育成基本方針に基づき、職場研修や県の様々な研修に積極的に参加するとともに、率先して他団体との意見交換を推進し、町民の期待と信頼に応えられる人材を育成していきます。

4 健全な財政運営の確保

本町の財政は、長引く景気の低迷による町税の減収や人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が増大するなど、一段と厳しい状況にあり、財政の硬直化が進んでいます。今後、益々多様化する町民ニーズや少子・高齢化対策など増え続ける行政需要に応えるには、財政力の強化を図ることが急務となっています。このため、現状の財政分析を行い、全ての事務事業や制度、仕組みを徹底して見直し、経営の効率化と健全化を図ります。

(1) 財政の健全化

町税収入の積極的な確保に努めるとともに、受益者負担の原則の下に、町民の理解を得ながら、使用料・手数料について適正な水準に改定を行い、その他の歳入についても新たな財源の確保を図ります。一方、歳入

に見合った歳出規模を確立するために、人件費の抑制、内部管理経費の徹底した削減、投資的経費の抑制等により健全な財政運営の確保に努めます。

(2) 町債発行の抑制

起債の抑制を図り、後年度への財政負担の増大を防止します。

5 町民サービスの向上

町民の視点に立って質の高い行政サービスを提供するため、窓口業務の改善、見直しを行い、これまで以上に事務手続きの簡素化や職場における事務能率の向上に取り組みます。さらに近年の高度情報通信技術を有効に活用しながら電子自治体を推進し、より一層の事務処理の効率化を図り、町民サービスの向上に努めます。

(1) 窓口業務と行政手続きの見直し

適切かつ迅速な行政手続きを推進するため、窓口での内容説明や申請書の記入方法等をマニュアル化し、事務手続きの簡素・効率化を図るとともに、公共施設利用など電子予約や電子申請の導入を検討し、町民の利便性、手続きの迅速化を推進します。

(2) 行政情報の公開

情報公開制度の的確な運用に努め、町ホームページや広報の更なる充実を図るとともに、町民が必要とする情報をわかりやすく公開し、町民の理解と信頼を深め公正で開かれた行政を推進します。

(3) 電子自治体の推進

電子政府・電子自治体の構築の推進により、庁内外のネットワークシステムの整備を行い、事務の簡略化・効率化を推進し町民サービスの向上に努めます。また、個人情報の保護やセキュリティ対策にも十分留意しながら、町民から信頼され安心できるシステムの構築を図ります。

6 地方公営企業の健全化

地方公営企業の経営健全化のため、行政改革を推進します。

(1) 上水道事業

水道事業の経営健全化については、生活に欠かせない安全で衛生的な

水の安定した供給を事業目的としていることを認識した上で、経営基盤の強化、定員管理、給与の適正化等を図っていきます。